

安全管理



内閣官房内閣審議官（前 消防大学校長） 大庭 誠司

昭和60年に福井県庁地方課から消防庁消防課消防団係に赴任しました。消防の仕事をする上で、現場を体験してこいということで、東京消防庁の消防署に1泊2日で実地研修をしていただきました。その1泊の間に、下水道工事の穴に落ちた人を救出、高速入口で止まっていたダンプに追突したタクシーからの乗客の救出、そして駐車場で暴れていた若い女性の病院への搬送と盛りだくさんでした。ほとんど眠れなかった翌朝、救助隊員の方が道場で黙々と基礎トレに励んでいた姿は今も忘れられません。

その日は訓練でした。発煙筒を4、5本入れた煙道の中で、空気呼吸器と面体をして10m先の人形を探索する訓練をしました。プロの吏員に隣に付いてもらっているのに、目の前に人形があるとわかっているのに、ヘルメットのライトでも自分の手が煙で見えないことから、大変な恐怖との戦いでした。火事の現場で状況が不明の中、人命救助、火災防御を行うことがどんなに恐ろしいことかを感じたところです。

また、ある市の管理職をしていたとき、市の救助隊員が県の消防学校で訓練中にお亡くなりになるという大変痛ましいことにも遭遇しました。あってはならない思いでした。

いかなる状況においても、人命救助の大前提は救助者の安全管理です。その思いで、消防・救急課長在籍時（平成21年から23年）に「警防活動時等における安全管理マニュアル」と「訓練活動における安全管理マニュアル」の改正を手がけました。両マニュアルは昭和58年、59年につくられ、その後改正がされていなかったため、近年発生している新たな災害や死傷事故を考慮しつつ、各消防本部でしっかり安全管理を進めていただきたく改正を行ったものです。

このマニュアルは消防職団員が警防活動等を遂行するにあたって、一般的に留意しなければならない安全管理上の主な事項について列挙しています。現実には災害は多種多様であり、災害現場も千差万別です。したがって、各消防本部においてこのマニュアルを参考に自らのマニュアルの整備ができるよう、消防庁のホームページにこのマニュアルをワード形式で掲載しています。

安全管理は、マニュアルだけでできるものではありませんが、一つの大事なことと思います。多くの本部の皆様には、それぞれのマニュアルの見直しを行っていただいたものと思いますが、今一度、確認していただき、消防大学校、消防学校はもとより、各本部や消防団において、警防活動や訓練において死傷事故が絶対にならないようお願いできれば幸いです。